

平成 27 年 11 月 2 日

お客様各位

岡 藤 商 事 株 式 会 社
日本フィナンシャルセキュリティーズ株式会社

マイナンバー制度導入にともなうお知らせ

平成 28 年 1 月から「金地金等の譲渡の対価の支払調書」にお客様のマイナンバー（個人番号）を記載することが義務付けられました。

このため、平成 28 年 1 月以降に 200 万円を超える金地金またはプラチナ地金のご売却をお申込みいただくのに際し、お客様からマイナンバー記載書類を弊社にご提出いただくことになりましたので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上

【お問い合わせ先】
岡 藤 商 事 株 式 会 社
営 業 管 理 部
電 話 : 03-3552-1203